

令和8年10月14日

市政記者 各位



水戸市長 高 橋 靖

職員の懲戒処分について（公表）

このことについて、地方公務員法第29条第1項の規定により、下記のとおり懲戒処分を行いましたのでお知らせいたします。

記

1 被処分職員

- (1) 所 属 こども部幼児保育課平須保育所
- (2) 補職名 会計年度任用職員（保育士）
- (3) 年 齢 66歳

2 処 分 日 令和8年10月14日

3 処 分 内 容 戒告

4 処 分 理 由

被処分職員は、令和8年9月9日に平須保育所のホールにおいて、遊戯の練習後の片付けをしていたところ、児童がそれを妨げたため、脱げ落ちていた自身の上靴で当該児童の頭を1回叩いた。

このことは、児童福祉法に定める虐待に該当し、水戸市児童福祉施設基準条例第12条の虐待等の禁止、地方公務員法第32条の法令等及び上司の職務上の命令に従う義務及び第33条の信用失墜行為の禁止に違反するものであることから、上記処分を行った。

5 根拠法令

地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号

6 管理監督者の処分等について

職員の処分に併せ、同日付けで管理監督者の処分等を行い、平須保育所長を「訓告」、こども部長、幼児保育課長及び平須保育所主任保育士を「注意」の措置とした。

7 問合せ先

こども部幼児保育課 課長 松本 崇 TEL 029-232-9243